

医療機関の設備整備等の支援について

(新型コロナウイルス感染症)

これから新型コロナウイルス感染症の診療に対応いただくために必要な医療機関の設備整備等の支援(※)を行っています。

(※) 個人防護具以外は初めて補助を受ける医療機関が対象です。

	補助内容	対象医療機関
外来	●HEPAフィルター付き空気清浄機 ●HEPAフィルター付きパーテーション ●個人防護具 ●簡易ベッド ●簡易診療室及び付帯する備品	外来対応医療機関
	●設備の新設に伴う初年度設備等費用 (上限 500,000円/施設) 例：患者案内のための看板の設置料、ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費、換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費、医療機器(パルスオキシメーター等)の購入費、非接触サーモグラフィカメラ(検温・消毒機能付き等)の購入費	令和5年3月10日以降、新たに外来対応医療機関となった医療機関 (令和5年5月7日以前は「診療・検査医療機関」)
入院	●HEPAフィルター付き空気清浄機 ●HEPAフィルター付きパーテーション ●個人防護具 ●簡易ベッド ●簡易陰圧装置 ●人工呼吸器及び付帯する備品 ●体外式膜型人工肺及び付帯する備品 ●簡易病室及び付帯する備品 ●設備の新設、増設に伴う初年度設備等費用	新型コロナウイルス感染症患者入院受入医療機関
外来・入院	●HEPAフィルター付き空気清浄機 ●HEPAフィルター付きパーテーション ●個人防護具 ●簡易陰圧装置 ●簡易ベッド ●(外来のみ)簡易診療室及び付帯する備品 ●救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品 ●周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、疑い患者に使用する保育器 ●設備の新設、増設に伴う初年度設備等費用	救命救急C(センター) 二次救急医療機関 総合周産期母子医療C 地域周産期母子医療C 小児中核病院 小児地域医療C 小児地域支援病院等

具体的な支援の内容については、各都道府県の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)ご担当にお問い合わせください。



令和5年度 新型コロナウイルス感染症
緊急包括支援事業(医療分) 実施要綱
(10月1日からの改正について)



新型コロナウイルス感染症
診療の手引き第10版